



ほっかい

水とふれあい通信

◇発行 者／岩見沢市6条西7丁目 北海土地改良区
TEL (0126) 22-2400 FAX (0126) 22-8012
URL アドレス <http://www.midorinet-hokkai.jp>

◇印刷／弘文社印刷株式会社 岩見沢市5条東11丁目



『岩農高3年生 農業水利施設現地見学』
(令和8年6月17日 三笠市 市来知頭首工)

主な内容

令和8年通常総代会開催	2～3
令和8年度事業計画の概要	4
第7次中期5ヵ年計画	5
令和8年度予算等の概要	6～9
各種表彰・人事通信ほか	10～15
用水路転落事故防止について	16

改良区の現況	
地区面積	32,866ha
組合員数	1,565人
令和6年4月対比	△50人
令和8年4月1日現在	

第114号

令和8年通常総代会開催

令和8年通常総代会が、3月17日岩見沢平安閣において総代83名（定数106名）の出席、書面議決書による議決権行使15名を得て開催され、議長に西屋哲広氏（岩見沢市・第4選挙区）、議事録記名人に和島重雅氏（美瑛市・第1選挙区）、高橋健治氏（南幌町・第5選挙区）を各々選出し、報告4件、議案54件について慎重審議の結果、原案通り承認決定されました。

開会の挨拶

北海道改良区理事長

林 孝 友



令和8年通常総代会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

総代の皆様におかれましてはそれぞれ年度末のご予定があらうかと思ひますし、もうすでに農作業をされている方もいらっしゃると思いますが、大変ご多忙の中、総代会の出席を頂きまして心から感謝とお礼を申し上げます。

又、日頃より総代の皆様方には改良区の業務運営対しまして、特段のご支援、ご協力を賜っております事につきまして感謝とお礼を申し上げます。

昨年の12月末にはここ岩見沢においては降雨があり一時積雪がゼロとなり、その後少雪で2月末にはほぼ雪のない状態となり、近年にない気候となっております。一方1月末から2月にかけ

て札幌近郊においては豪雪により交通マヒが発生し、近年にない大雪となっております。

昨年は1月までは大雪となりましたが2月以降降雪も少なく順調な雪解けを迎えております。春耕期においては天候が不安定で作業が思うように進まず7月以降は35度を超える高温となり9月以降は十勝地方で線状降水帯が北海道で初めて発生し、ここ空知においても降雨が10月にかけて続き、異常気象となり農作業全般にわたって苦労した年ではなかったかと思われまふ。

5月に通水時期を迎え平年より融雪が早く、各河川やダム貯水量が一時期少なくなり節水や地区によっては交代通水を行いながらの管理となりましたが、各地区の役員や組合員の皆様のご理解とご協力でご通水を終えられたことに感謝するところであります。しかしながら7月に幌達布揚水機の節電中の揚水機場内の浸水事故が発生し、約半月にわたり給水停止したことに関し、各関係組合員の皆様におかれましてはご迷惑をおかけしたことに詫言ひ申し上げます。

日本各地においても異常気象となり、8月には群馬県伊勢崎において41.8℃を記録し全国で過去最高気温を記録しております。線状降水帯も各地で多発しており、ここ空知においては近年大きな自然災害は発生しておりませんが今後注視していかなければなりません。

昨年12月に青森県東方沖で震度6強の地震が発生し当区域内においても南幌町震度5強を始めとする震度4以上の地震となり、揚水機場他目視できる部分は確認済みですが埋設の部分の確認は営農に支障の無いよう行なっております。

9月には任期満了により第21期理事19名・第22期監事5名が選出されました。新しい体制となり役職員の皆様や組合員皆様のご指導とご理解を賜り健全な事業運営を進めてまいりますので宜しくお願いいたします。

10月に石破内閣から高市内閣となり翌年2月には衆議院選挙があり自民党の圧勝となっております。必要な農業予算は補正予算でなく当初予算で取り組んでいくと発言されており、数多くの国営・道営事業を実施している中、事業推進を円滑に進めていく為にもさらなる当初予算の確保に努めてまいります。

令和9年度には水田活用直接支払交付金の見直しがあり本年6月に概要説明を行うとしておりますが、将来にわたって安定した農業経営ができる仕組みを策定してほしいところです。

令和7年度で第6次中期5か年計画が終了し、令和8年度より第7次中期5か年計画をたてて今後5年間改良区の事業運営を行ってまいります。内容は後程説明させていただきますが資材・電気料金・人件費等の高騰により賦課金の見直しもお願いすることとなります。今後5年間計画に沿ってしっかりと組合員の負託に応えられるような事業運営をして参りたいと思ひますので総代の皆様方にはご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

異常気象や円安、物価高等色々な問題がありますが、水利施設の省エネ効率化やスマート農業が効率的に出来る農地整備事業の推進が重要と考えます。

本年も組合員の皆様が健康で各作物の出来秋が良い年となります事を祈念申し上げます。

議決された案件は次のとおり

報告事項

- 第 1 号 令和7年度 緊急助成工事発生状況について
- 第 2 号 令和7年度 財産（土地）の報告について
- 第 3 号 令和7年度 財産（権利）の報告について
- 第 4 号 監査報告について

議案事項

- 第 1 号 令和7年度 土地の取得について
- 第 2 号 令和7年度 土地の処分について
- 第 3 号 令和7年度 地上権の抹消について
- 第 4 号 令和7年度 換地清算金の取扱いについて（変更）
- 第 5 号 令和7年度 土地改良施設用地の補償変更について
- 第 6 号 令和7年度 道営事業分担金の納入変更について
- 第 7 号 令和7年度 道営事業分担金に対する農林漁業資金の借入変更について
- 第 8 号 令和7年度 水田・畑作経営所得安定対策等支援資金の借入変更について
- 第 9 号 令和7年度 国営事業負担金の変更について
- 第 10号 令和7年度 事業負担金対策の借入変更について
- 第 11号 令和7年度 団体営土地改良事業の施行変更について
- 第 12号 令和7年度 団体営土地改良事業に対する農林漁業資金の借入変更について
- 第 13号 令和7年度 非補助土地改良事業に対する農林漁業資金の借入変更について
- 第 14号 令和7年度 土地改良施設維持管理適正化事業（連携管理保全型）の抛出の変更について
- 第 15号 令和7年度 土地改良施設維持管理適正化事業（連携管理保全型）の交付変更について
- 第 16号 支払科目の新設について
- 第 17号 令和7年度 財政調整積立金の費消変更について
- 第 18号 令和7年度 職員退職給付引当積立金の費消変更について
- 第 19号 令和7年度 転用決済金積立金の費消変更について
- 第 20号 令和7年度 国営償還準備積立金の費消変更について
- 第 21号 令和7年度 道営等負担積立金の費消変更について
- 第 22号 令和7年度 北海土地改良区一般会計第2回収入支出補正予算について
- 第 23号 令和8年度 事業計画の設定について
- 第 24号 北海土地改良区第7次中期5ヵ年計画について
- 第 25号 令和8年度 道営土地改良事業の施行申請について
- 第 26号 令和8年度 換地清算金の取扱いについて

- 第 27号 管理規程の設定並びに北海道知事への認可申請について
- 第 28号 令和8年度 道営事業分担金の納入について
- 第 29号 令和8年度 道営事業分担金に対する農林漁業資金の借入について
- 第 30号 令和8年度 水田・畑作経営所得安定対策等支援資金の借入について
- 第 31号 令和8年度 中心経営体農地集積促進事業の実施について
- 第 32号 令和8年度 国営事業負担金について
- 第 33号 令和8年度 事業負担金対策の借入について
- 第 34号 令和8年度 土地改良施設維持管理適正化事業並に施設改善対策事業の申請及び抛出について
- 第 35号 令和8年度 土地改良施設維持管理適正化事業並に施設改善対策事業の施行について
- 第 36号 令和8年度 団体営土地改良事業の施行について
- 第 37号 令和8年度 団体営土地改良事業に対する農林漁業資金の借入について
- 第 38号 令和8年度 非補助土地改良事業に対する農林漁業資金の借入について
- 第 39号 令和8年度 財政調整積立金の費消について
- 第 40号 令和8年度 転用決済金積立金の費消について
- 第 41号 令和8年度 国営償還準備積立金の費消について
- 第 42号 令和8年度 道営等負担積立金の費消について
- 第 43号 令和8年度 一時借入金について
- 第 44号 令和8年度 歳入金の預け先金融機関について
- 第 45号 令和8年度 北海土地改良区賦課金課率及び徴収時期・方法について
- 第 46号 令和8年度 畑地化協力金の徴収について
- 第 47号 令和8年度 農地転用等の土地に対する決済金の徴収について
- 第 48号 令和8年度 地区加入金の徴収について
- 第 49号 令和8年度 役員等の報酬額について
- 第 50号 北海土地改良区定款の一部改正について
- 第 51号 北海土地改良区規約の一部改正について
- 第 52号 北海土地改良区会計細則の一部改正について
- 第 53号 北海土地改良区積立金規程の一部改正について
- 第 54号 令和8年度 北海土地改良区一般会計収入支出予算について

令和8年度事業計画の概要

本年度、事業計画の柱として次の3項目を重点事項と位置付け、精力的に推進して参ります。

第2. 地域資源の適正な保全管理

(一) 地域との連携強化

水と土を守り育ててきたこれまでの役割に加え、ふるさとの歴史や文化の継承、環境・景観の形成など多面的な機能を果たしている豊かな農村環境と貴重な資源を、次の世代に引き継いでいくためにも、その有効活用と適切な保全管理に、更なる地域との連携と協力をいただき進めて参ります。

第1. 農業農村整備事業の計画的推進

(一) 国営事業

本年度、かんがい排水事業継続の北海道、幌向川二期地区の推進に万全を期して参ります。

また、農地再編整備事業においては、美唄地区・岩見沢北村地区及び岩見沢大願地区の推進に万全を期して参ります。

(二) 道営事業

本年度、食料安全保障強化生産基盤整備特別対策事業（第7次パワーアップ事業、令和8年から令和12年までの5年間実施）の下、最大限の負担軽減を図り、新規（調査1地区・着工3地区）を含む、34地区を実施します。

第3. 第7次中期計画の推進

（次頁参照）

— 土地改良事業償還金について —

土地改良事業償還金について確認したい方は下記担当部署に連絡下さい。
※事業継続地区は、最寄りの各土地改良センター担当者に問合せ下さい。

■連絡先 北海土地改良区■

●賦課調整課 岩見沢市6条西7丁目1番地
☎ 0126-22-2400

●砂川事業所 砂川市三砂町12番地
☎ 0125-52-2006

●美唄事業所 美唄市東5条南7丁目
☎ 0126-62-2177

●南幌事業所 南幌町北町2丁目2番14号
☎ 011-378-2540

第7次中期5カ年計画(令和8～12年度)

令和8年3月17日 北海土地改良区 通常総代会議決

1. 農業農村整備事業の推進

今後も国営・道営・団体営の農業農村整備事業を計画的に推進します。

今後の事業費見込み:国営 約870億円、道営 約1,264億円、団体営 約4億円(合計 約2,138億円)

2. 維持管理形態の見直し

物価高騰に対応するため、分水区・支線組合への管理委託単価等を下記のとおり見直します。

- ・使役・操作維持費の単価改定
- ・草刈・土砂揚げ・流木処理の算定式を実態に合わせ見直し
- ・水土里推進交付金の単価改定
- ・緊急工事対応予算を毎年度当初から計上

3. 組織運営の見直し

(1) 役員等の報酬・定数

- ・役員(理事・監事)報酬:次期改選に向け改定を検討
- ・専務理事の非常勤化を次期改選に向けて検討
- ・総代定数:令和9年10月改選時より106名→80名に削減(組合員減少を踏まえた見直し)

選挙区	分水区	現行	改選後	増減	支線組合数
第1区	砂川第1、砂川第2、美唄第1	19	14	▲5	8
第2区	美唄第2、美唄第3、美唄第4、岩見沢第1	28	22	▲6	32
第3区	岩見沢第2、岩見沢第3、岩見沢第4、岩見沢第5	21	16	▲5	18
第4区	岩見沢第6、岩見沢第7、岩見沢第8、岩見沢第9	23	17	▲6	25
第5区	南幌第1、南幌第2、南幌第3	15	11	▲4	14
合計		106	80	▲26	97

(2) 職員の処遇

- ・技術職:各年度1名程度を計画採用(R12年度末 74名体制を目標)
- ・60歳超職員の給与支給率を現行73%から100%に改善

4. 賦課金について

(1) 経常賦課金の改定

維持管理費の増高・人件費上昇等を踏まえ、経常賦課金を現行より増額します。

R8年度より4,800円 → 5,200円へ増額

(2) 特別賦課金の統一

令和9年度より全地区一律 1,200円/10a に統一します。(令和14年度以降は2,100円を予定)

※各地区の積立金(国営・道営負担分・財産調整)を活用し、一部地区では一定期間の減額措置を行います。

(3) 賦課面積の算定方法の見直し

- ・現在は水張面積を基準としているが、歩引き面積への変更を検討
- ・事務の効率化・コスト削減(航空写真更新費用の削減)を目的として見直し

(4) 畑地区の地区除外決済金の徴収(令和8年度より適用)

受益者負担の公平性を確保するため、経常賦課金(畑)の地区除外時にも決済金を徴収することとします。

※田から畑に賦課区分変更後20年以上が経過し、施設耐用年数分の維持管理費が経過したことによる。

【組合員の皆様へ】

諸物価・人件費の上昇により、賦課金の増額をお願いすることとなりますが、農業用施設の適切な維持管理・整備事業の推進のため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。今後も組合員の皆様の営農を支える安定した水管理体制の維持に努めてまいります。

令和8年度予算の概要

総額 6,322,000千円とする！

令和8年度 一般会計予算書

収入			(単位:千円)		支出			(単位:千円)	
款	予算額	説明			款	予算額	説明		
土地改良事業収入	2,575,902	経常賦課金収入 1,722,646 特別賦課金収入 671,833 加入金収入 1 転用決済金収入 2 負担金収入 7,420 繰上償還金収入 174,000			土地改良事業費支出	1,949,632	維持管理費支出 386,971 頭首工維持費支出 21,821 貯水池維持費支出 22,695 溝路維持費支出 145,138 揚水機維持費支出 679,447 助成対象揚水機維持費支出 6,200 適正化事業費支出 167,646 適正化事業拠出金支出 33,807 非補助維持管理事業費支出 1 中心経営体農地集積促進事業費支出 290,452 農業水路等長寿命化・防災減災事業費支出 123,300 補償工事事業費支出 1 委託業務費支出 1,900 国営受託業務費支出 6,580 道営受託業務費支出 63,673 団体営受託業務費支出 0		
附帯事業収入	10,447	他目的使用料収入 10,397 手数料収入 50			一般管理費支出	560,732	運営事務費支出 530,311 事務所費支出 30,421		
基本財産運用収入	1,352	基本財産利息収入 317 基本財産賃貸料収入 1,035			土地改良事業負担金支出	1,730,171	国営事業負担金支出 6,106 道営事業分担金支出 1,712,537 その他負担金支出 11,528		
特定資産運用収入	14,048	特定資産利息収入 14,048			借入金返済支出	1,383,459	公庫資金償還金支出 1,150,271 その他の借入金返済金支出 233,188		
補助金等収入	1,312,077	補助金収入 448,617 助成金等収入 863,460			支払利息	67,627	借入金利息 67,627		
交付金収入	134,358	適正化事業交付金収入 134,358			固定資産取得支出	8,041	土地取得支出 1 車両運搬具取得支出 4,600 器具備品取得支出 3,440 ソフトウェア取得支出 0		
寄付金収入	1	寄付金収入 1			出資金支出	12	出資金支出 12		
業務受託収入	83,058	土地改良施設操作受託料収入 12,905 調査業務受託料収入 66,580 監督補助業務受託料収入 3,573 土地改良事業業務受託料収入 0			支払換地清算金支出	139,500	換地清算金支払金支出 139,500		
雑収入	4,210	受取利息配当金収入 146 過年度収入 1 過怠金収入 3 その他雑収入 4,060			納付換地清算金支出	139,500	換地清算金納付金支出 139,500		
借入金収入	1,478,507	公庫資金借入金収入 1,128,234 その他の借入金収入 350,273			基本財産積立支出	1,361	備荒積立金支出 1,361		
特定資産取崩収入	349,039	財政調整積立資産取崩収入 16,662 役員退任慰労金積立資産取崩収入 0 職員退職給付引当積立資産取崩収入 0 転用決済金積立資産取崩収入 40,293 国営償還準備積立資産取崩収入 106 道営等負担積立資産取崩収入 291,978			特定資産積立支出	333,915	財政調整積立資産積立支出 34,942 職員退職給付引当積立資産積立支出 32,867 役員退任慰労金積立資産積立支出 4,516 転用決済金積立資産積立支出 11,277 財産処分積立資産積立支出 1,408 国営償還準備積立資産積立支出 612 道営等負担積立資産積立支出 248,293		
固定資産売却収入	1	土地売却収入 1			雑支出	50	その他雑支出 50		
交付換地清算金収入	139,500	換地清算金交付金収入 139,500			予備費	8,000			
徴収換地清算金収入	139,500	換地清算金徴収金収入 139,500			支出合計	6,322,000			
繰越金	80,000	前年度繰越金 80,000							
収入合計	6,322,000								

令和7年度 第2回 補正予算可決

一般会計 10,000千円 減額！

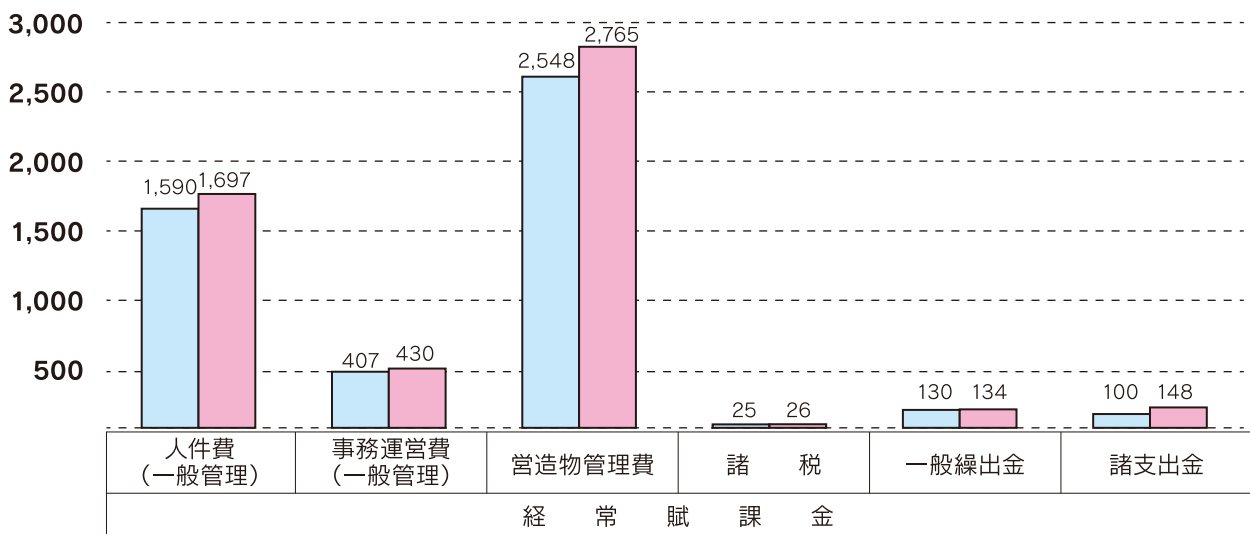
令和8年通常総代会において、各種事業の変更等を主たる要因として10,000千円減額し総額6,991,000千円とする第2回補正予算を可決した。

令和8年度の賦課金について

経常賦課金(地積割) 5,200円で決定! (昨年対比400円増)

①令和7・8年度10a当たり経常賦課金内訳 (単位:円)

1,590	407	2,547	255	4,800	令和7年度
人件費	事務運営費	営造物管理費	その他		
1,697	430	2,765	308	5,200	令和8年度



②特別賦課金(一般償還賦課金)円/10a当り

区 分	償 還 賦 課 金 (地積割分)	徴収区分及び納期
一般地区(A)	900円 北海地区	第2期 100% (11/15)
一般地区(B)	1,000円 中村地区	
一般地区(C)	900円 岩見沢地区	
一般地区(D)	1,200円 栗沢地区	
共 通 地 区	800円 奈井江地区・三笠地区(前田・小野・鈴木・ヌツパ・仙太郎の沢区域)・南岩見沢地区・東栗沢地区	
共通地区(畑)	160円 北海畑・岩見沢畑一般地区	

※ 経常賦課金(地積割)円/10a当り

・畑かん地区(用排100%)~1,040円 ・畑かん地区(排水25%)~260円 ・畑(畑地化支援)~2,373円

※ 三笠地区・東栗沢地区については、一部積立金にて対応。

～ 賦課金の納期納入にご協力を ～

令和8年度賦課金の徴収期日は、下記の通りとなります。納期までに納入して下さい。

◎第1期 **6月15日 ~ 7月15日** (経常賦課金の70%)

◎第2期 **10月15日 ~ 11月15日** (〃 30% 及び 特別賦課金)

※なお納期を過ぎた場合は、その翌日から納付の日まで年14.6%の延滞金が発生します。

賦課金納入等についての問い合わせは、**賦課調整課・各事業所**にお願いします。

令和8年度の農地転用及び決済金

農地が道路等の公共工事で買収された場合、農地を宅地等の農地以外に転用する場合、水田を畑に転換する場合は、当区にて、地区除外の手続きを行い、決済金を納める必要があります。

※1 当区への申請がない限り、転用箇所に対して毎年4月1日に賦課金が発生します。

※2 農地転用に伴い、土地改良区の意見書が必要な場合、交付には1週間前後の日数を頂きますので、余裕を持って申請してください。

※3 公共用地への転用は農地法に基づく転用手続きが免除されており土地改良区に通知されません。事業主体との説明会・用地買収・契約調印の際は、当区への除外申請が必要になりますので、**借地であっても土地改良区へ手続きする**ようお願い致します。

決済金とは

①土地改良事業により、土地改良区が負担する事になっている負担金

②事業負担金の内、借入れをしている分の償還金

③土地改良施設の維持管理費の面積減少分(基準維持管理費の20年分)を合計したものです。

但し、転用目的により下記減免措置が適用されますので、詳細についてはお問い合わせ願います。

決済金に係る地区別一覧表

(円/ 10a)

地区名	区 域	決済金	減 免 措 置			
			土 地 改 良 施 設 敷 地	組合員の営農に要する敷地	一般畑に用途変更する場合	農業団体が必要とする敷地
			農業用排水路・揚水機場・農道	自己の宅地・倉庫・堆肥場・農道・用排水路・防風林・水稻苗畑	農 振 内 畑 一 般 畑	事務所・倉庫・水稻育苗施設・資材置場・ライスセンター
北 海	田	144,780	0	26,220	67,710	85,500
	畑	28,940	0	5,230	13,520	17,080
中 村	全地区	144,780	0	26,220	67,710	85,500
三 笠	前田・小野・鈴木の沢 ヌッパ・仙太郎の沢	144,780	0	26,220	67,710	85,500
	岡本の沢 吉備用水、青山	118,560	0	0	41,490	59,280
岩 見 沢	田	144,780	0	26,220	67,710	85,500
	畑(用排)	23,710	0	0	8,290	11,850
	畑(用水)	5,920	0	0	2,070	2,960
	畑(一般地区)	28,940	0	5,230	13,520	17,080
南岩見沢	全地区	144,780	0	26,220	67,710	85,500
栗 沢	全地区	147,070	0	28,510	70,000	87,790
東 栗 沢	全地区	144,780	0	26,220	67,710	85,500
奈 井 江	全地区	144,780	0	26,220	67,710	85,500

尚、次の事項に該当する場合は、上記決済金とは別に精算をすることになります。

- 1.当年度賦課金(1期・2期)
- 2.過年度賦課金の未納額
- 3.国営事業負担残元金(事業完了地区分)
- 4.償還残元金(個人別負担分)
- 5.農地転用特別決済金(補助金返還)
- 6.その他協議により負担をする事となった場合の金額

《なぜ決済金が必要なのか》

農地転用によって地区内の農地面積が減ると、残った受益農地(組合員)に対する土地改良施設の維持管理負担が増えてしまいます。面積減少により組合員の負担が過重とならないように、土地改良受益地区から農地を除外する場合は、**土地改良法第42条2項**に基づき、**決済金の納入が必要**となります。

令和8年度の主な事業

1.国営土地改良事業

(単位:千円)

事業名	地区名	事業費	主たる事業量(当区関連)
かんがい排水事業	北海	727,000	北海幹線用水路(焼山水路橋製作)L=63m、用水路完了整備～1式、測量調査設計等～1式
かんがい排水事業	幌向川二期	397,000	幌向ダム(電気設備等)、金子頭首工(護床工)、用水路完了整備～1式、測量調査設計等～1式
農地再編整備事業	美唄	507,000	完了整備～1式
農地再編整備事業	岩見沢北村	6,661,000	区画整理 A=105ha 測量調査設計等～1式
農地再編整備事業	岩見沢大願	4,356,000	区画整理 A=97ha 測量調査設計等～1式
計	5	12,648,000	

2.道営土地改良事業

(単位:千円)

事業名	地区数	事業費	地区名
水利施設等保全高度化事業	7	1,400,700	二幹川第3、中樹林第5、岩幌、中村第1、中村第2二期、稔北中央、三号川
農村地域防災減災事業	2	175,160	峰延1、峰延2
農業競争力強化農地整備事業	21	10,871,731	茶志内東2、高島東、茶志内沼東、豊葦第1、豊葦第2、上幌向第2、砂浜東第1、砂浜東第2、クッタリ南、クッタリ北、毛陽滝の上、大願北第1、大願北第2、大曲、双葉鶴城一期、鶴城二期、曉第1、曉第2、曉第3(調査計画～幌達布第1)
計	30	12,447,591	

3.団体営土地改良事業

(単位:千円)

事業名	地区数	事業費	地区名
水利施設管理強化事業	1	199,934	北海
農業水路等長寿命化・防災減災事業	6	123,300	ほっかい、大曲、南利根別、北美唄、茶志内3号、幌達布1揚水機場
計	7	323,234	

4.施設管理費

(単位:千円)

区分	金額	内 訳
頭首工管理費	21,821	補修・保守費 8,640、賃金等 1,520、電気料 4,000、その他 7,661
貯水池管理費	22,695	補修・保守費 14,840、賃金等 1,700、電気料 1,700、その他 4,455
溝路管理費	145,138	補修・保守費 134,520、賃金等 730、電気料 1,900、その他 7,988
揚水機管理費	679,447	機電・機場・導水費 76,920、賃金等 9,142、電気料 492,000、その他 101,385
助成工事費	47,265	支線組合工事助成費 47,265
適正化事業費	162,100	適正化事業費 162,100
計	1,078,466	

人事通信

おめでとうございます

全土連会長賞受賞

永田 哲也 前参事

永田 哲也 前参事は、永年に亘り、土地改良事業の推進に尽くし地域農業の発展に寄与され、その功績が認められ、令和8年3月25日、第67回全国土地改良功労者等表彰にて全土連会長賞の栄に浴されました。



東京都にて全土連会長賞を受賞した永田 哲也 前参事

総代の動向

▼第19期総代において、左記の方が退任されました。永年地域農業並びに当区業務運営にご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

選挙区	氏名	退任事由
第2区	佐藤 誠一	依願退任 令和7年9月30日

この退任に伴い、定数106名対し、現員98名（欠員8名）であります。

分水区長・支線組合長の動向

▼分水区長・支線組合長の異動がありましたのでお知らせ致します。今般退任されました分水区長には、これまで改良区にお寄せいただきました数々のご厚情に対し深甚なる感謝を申し上げます。

今回新たに選任されました方には、前任者同様改良区業務運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

分水区名	退任者	在任期間
美唄第3	渡辺 雄市	平成17年～令和8年 通算21年間
岩見沢第1	高田 康行	令和7年～令和8年 通算1年間
岩見沢第8	鎌倉 利雄	平成29年～令和8年 通算9年間
南幌第2	横谷 稔	平成26年～令和8年 通算12年間

《新分水区長》

▼美唄第3分水区



山口 喜代志 新区長(美唄市)

▼岩見沢第1分水区



中村 正雄 新区長(岩見沢市)

▼岩見沢第8分水区



森田 泰広 新区長(岩見沢市)

▼南幌第2分水区



背尾 裕典 新区長(南幌町)

支線組合の合併

(岩見沢第8分水区(栗沢)管内)

▼令和8年3月31日、岩見沢第8分水区は支線組合数(11支線組合)の内、8支線組合を4支線組合に再編し、3支線組合は現状維持とし、合計7支線組合となりました。

合併再編の理由としては、営農規模拡大により近年の一戸当りの経営面積が大きくなり、それに伴い支線組合役員等の成り手不足と支線組合の効率的な管理・運営が困難な状況となってきたためです。

▼また、在任期間10年以上で退任された方々に、その功績に対し顕彰規定により感謝状を贈呈いたしました。

▼合併再編により、新しい支線組合名には緑色にしています。
砺波く旧砺波と旧砺波揚水機
岐阜小西く旧岐阜と旧小西
小西自協必成く旧小西自協と旧必成
栗部北斗く旧北斗と旧栗部北斗

支線組合名	退任者	新任者
茶志内北	稲垣英毅	後藤臣作
茶志内幹線開発	福井匡	桑折尚宏
北美唄	加藤隆	林昭次
沼貝幹線第4区	市田繁樹	寺崎宏章
大願開拓	高田康行	西田修
中小屋	渡辺亮二	高橋勲
砺波	森正好	宮崎裕治
由良	濱和博	中野勝彦
岐阜小西	辻好弘	西屋春樹
小西自協必成	酒井徹	森田康広
栗部北斗	鎌倉利雄	森正好
東栗沢	山本剛	浦端貞利
福野	横谷稔	村上徹
夕張太	平尾佳也	島田輝昭
晩翠西	伊藤茂男	久保正彦

退職

職員人事異動

支線組合	退任者	在任期間
栗部北斗	鎌倉利雄	平成21年4月 ～令和8年3月 (通算17年)
福野	横谷稔	平成22年4月 ～令和8年3月 (通算16年)
夕張太	平尾佳也	平成26年4月 ～令和8年3月 (通算12年)
茶志内幹線開発	福井匡	平成28年4月 ～令和8年3月 (通算10年)
東栗沢	山本剛	平成28年4月 ～令和8年3月 (通算10年)

▼3月31日付(依願退職)

永田哲也
(参事)

▼3月31日付(依願退職)

清水俊秀

▼3月31日付(依願退職)

安田和希

▼3月31日付(依願退職)

上川弥生

▼3月31日付(依願退職)

宮浦雅未

(技術部 岩見沢事業所 臨時職員)



理事長室にて退職辞令交付



左から、永田哲也、清水俊秀、安田和希、宮浦雅未、上川弥生

四月一日付異動発令

▼参事

渋谷 誠 (総務部 部長)

▼総務部 部長

金野 剛之 (総務部 次長)

▼総務部 次長

高道 政秀 (総務部 総務課 課長)

▼総務部 総務課 課長

小田島 利浩 (総務部 総務課 課長役)

▼技術部 工務課 主幹

跡部 貴史 (技術部 工務課 副主幹)

▼技術部 砂川事業所 主幹

桐越 秀明 (技術部 砂川事業所 副主幹)

▼技術部 管理課 副主幹

川村 真一 (技術部 工務課 副主幹)

▼総務部 総務課 副主幹

川崎 慎也 (総務部 総務課 主査)

▼総務部 賦課調整課 主査

林口 悠太 (総務部 賦課調整課 主事)

▼技術部 管理課 主査

田淵 泰孝 (技術部 管理課 技師)

▼技術部 砂川事業所 主査
奈井江町センター 出向

小野 亮祐

▼技術部 砂川事業所 技師 奈井江町センター 出向
▼技術部 岩見沢事業所 主査

高橋 悠太

▼技術部 美唄事業所 主査 美唄市センター 出向
▼技術部 砂川事業所 技師

三浦 達志

▼技術部 いわみざわ土地改良推進事務所 技師
▼技術部 岩見沢事業所 技師

尾崎 祐慶

▼技術部 南幌事業所 技師 南幌町センター 出向
▼技術部 いわみざわ土地改良推進事務所 技師

西村 陸

(技術部 砂川事業所 技師)

新規職員採用

令和8年4月1日付で新規採用となりました。
どうぞよろしくお願い致します。



松崎 諒介 (総務部 総務課 主事補)



淋代 想雅 (技術部 工務課 技師補)



臨時職員採用(四月一日付)

上嶋 千絵 (技術部 砂川事業所)



田母神 来実 (技術部 岩見沢事業所)



4月1日 令和8年度 辞令交付式

教育支援パートナーシップ 事業協定締結式

5月19日、当区は北海道岩見沢農業高等学校、札幌開発建設部岩見沢農業事務所、空知総合振興局東部耕地出張所の4者で令和8年度より3年間（令和8年～10年）の教育支援パートナーシップを締結しました。

この協定は、農業土木に関する基礎学力や地域農業に対する理解の醸成を図り、優れた人材の育成につなげるのがねらいです。

今回の協定をもとに岩見沢農業高校の授業等での連携講座や土地改良施設の見学、2年生を対象にしたインターンシップ実習の受け入れ協力などを予定しています。



左から、
北海土地改良区 林 孝友 理事長
岩見沢農業高等学校 近江 勉 校長
岩見沢農業事務所 疋田 雅秀 所長
東部耕地出張所 古山 孝弘 所長

おくやみ

当区関係者において、左記の方々が逝去されました。

ここに、生前中当区業務運営にご尽力賜りました事に深く感謝申し上げ謹んでご冥福をお祈り致します

◎元役員

村 木 正 氏（岩見沢市）

旧南岩見沢土地改良区 理事長
令和7年11月21日 逝去

佐 藤 順 司 氏（美唄市）

旧中村土地改良区 理事長代行
令和8年6月29日 逝去

◎分水区長

渡 辺 雄 市 氏（美唄市）

岩見沢第3分水区長
令和8年4月3日 逝去

◎組員

稲 垣 英 毅 氏（奈井江町）

砂川第2分水区
令和8年3月3日 逝去

柳 川 章 氏（岩見沢市）

岩見沢第7分水区
令和8年3月20日 逝去

林 泰 寛 氏（美唄市）

美唄第2分水区
令和8年3月23日 逝去

北海頭首工通水式

今年も晴天の中、5月1日に北海頭首工にて通水式が執り行われました。札幌開発建設部岩見沢農業事務所、空知総合振興局、当区役職員が参列し、事故や災害のないよう無事に通水できることを祈願いたしました。



北海頭首工水天宮



北海頭首工管理棟

業務執行体制

(令和8年4月現在)

理事長
専務

参事
渋谷 誠

総務部

総務部長
金野 剛之
総務部次長
高道 政秀

総務課長

小田島 利浩

主幹

西村 勇二

副主幹

川崎 慎也

主査

池田 俊弘

小嶋 凌太

吉田 圭汰

松崎 諒介

南 玲菜

賦課調整課長

齊藤 忠義

主査

高瀬 正樹

主査

林口 悠太

岩本 峻輔

山田 悠央

今 美波

技術部

技術部長
板東 達也

管理課長

松本 淳二

副主幹

川村 真一

主査

近藤 貴洋

主査

田渕 泰孝

犬飼 竣貴

向川 未那

工務課長

千葉 司

主幹

橋本 千隼

主査

及川 文博

主査

山本 雄貴

大島 佑介

主幹

佐々木 優太

淋代 想雅

主幹

跡部 貴史

砂川事業所長

山田 剛志

主幹

桐越 秀明

佐伯 悠太

三浦 達志

上嶋 千絵

主査

小野 亮祐

北村 凌斗

(奈井江町センター出向)

美唄事業所長

本多 正人

主幹

繁泉 吉孝

戸村 孝明

中尾 友則

千葉 柚希

土永 侑生

今野 優真

北 鉄生

青木 詩織

山本 和也

(美唄市センター出向)

岩見沢事業所長

村上 信之

主幹

中谷 靖章

副主幹

永谷 拓也

主査

高橋 悠太

木原 大樹

佐藤 藍斗

谷川 蓮太

保坂 蒼志郎

西野 聖弥

定塚 透心

田母神 来実

南幌事業所長

播磨 傳

主査

皆川 正行

松本 恭宗

倉橋 泰成

細川 海里

中山 莉那

主幹

菅井 剛紀

奥田 祥梧

(南幌町センター出向)

土地改良推進事務所(いわみざわセンター)

所長

大田 正樹

主査

尾暮 秀太

五十嵐 聖貴

高倉 一樹

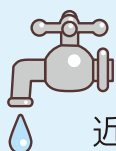
岩田 侑大

尾崎 祐慶

西村 陸

【耕作道路通行に関するお願い】

用水施設や耕作道路を傷める可能性のある大型車両は進入しないようお願いいたします。損傷させた場合には、担当事業所と協議の上速やかな復旧対応をお願いいたします。



節水と節電にご協力を

近年の電力料金の値上げの影響で、揚水機場を主とする当区施設の電力料及び維持管理費も増高しております。

本年度も皆様のご協力を頂きながら万全な体制を整え利水調整を行ってまいりますので、引き続き節水と節電にご協力お願い申し上げます。

《面積が変わった場合には必ず届け出を》

農地が減ったり増えたりした時や、耕作者が変わった時はすぐ土地改良区に届出（名義及び地目変更又は地区除外の手続き）をして下さい。

届出がない場合は、そのまま賦課されますので、農業委員会、農業協同組合、共済等に手続きを行った際は、**必ず土地改良区にも届出**をお願い致します。

尚、いずれも農業委員会の書面、分筆図等の書類と印鑑を持参の上、届出をして下さい。

ほ場整備事業等償還金のある土地を売買する場合、繰上償還して頂きますので、ご相談ください。

（変更の手続きは、賦課調整課・各事業所まで）

※賦課金を滞納した土地の取得にはご注意を！

滞納している土地を購入すると、取得された方がその土地の滞納金を支払うことになります。

（土地改良法 42 条：権利義務の承認）権利義務の承認とは、土地に有した事業に関する権利（水使用）と義務（賦課金納入）を引き継ぐことです。従って、購入する際に土地代を決める場合は事前に当改良区に滞納の有無を必ず確認して下さい。

用水路への 転落事故防止について

今年も四月下旬から八月下旬まで当区の用水路には、たくさんの方が流れ、幼児・児童にとつては大変危険な時期となります。

昨年は、皆様のご協力により事故はありませんでしたが、今年も空知総合振興局と連携をとりながらの広報車による啓発、ポスターの掲示、風船、パンフレットの配布、防護柵、

看板等の整備、設置を行い転落事故を未然に防ぐべく活動を行って参りますので、組合員の皆様におきましても幼児・児童が用水路の付近で遊んでいるところを見かけましたら一言「あぶないよ」と声をかけていただきたくご協力願います。

★今年の主な活動

ポスター	一五八枚	掲示
風船	三三五個	配布
パンフレット	三五七枚	配布
救難用ロープ	一八六ヶ所	設置



事故防止啓発ポスター

(幼稚園、小学校、他公共施設等に掲示)

★用水路、排水路及び用地内に ゴミ等をすてないで!

五月の通水開始にあたり、用水路の整備点検を毎年行っておりますが、用水路の中は例年のごとく家庭用のゴミ、稲株、空き缶等や大型ゴミが投棄されている状況にあります。尚、揚水機場・各取水施設等も同様です。

これが原因で通水に支障をきたすばかりでなく小さなお子さんには遊び場所にもなり大変危険ですので、ゴミ、稲株等は所定の場所をお願い致します。

★灯油等の油脂類の 漏油にご注意ください!

近年、融雪時期及びかんがい期間中の用水路への漏油流入事故が相次いでいます。原因箇所の特定、処理に長い時間を要し消防・行政・改良区が苦慮している状況です。原因者が特定された場合には高額な処理費用が発生します。

組合員の皆様におかれましては、ご自宅周辺に設置されている灯油タンク、農機具用の燃料タンク等の配管の点検、及び廃油等の処理には十分にご注意ください。